

第 1 章 総 論

1. 西条市の概況

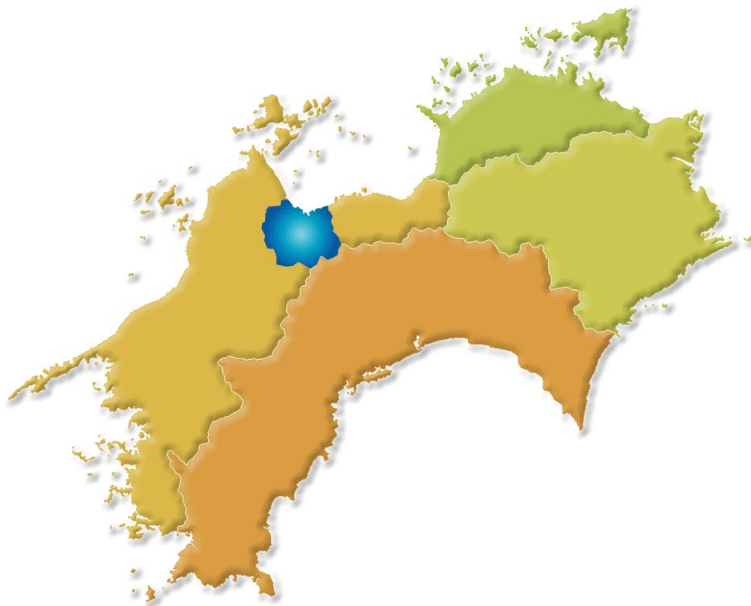
(1) 地勢

本市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域で、瀬戸内海（燧灘）に面しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、本市の南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県内有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊かな水資源を供給しています。

本市の総面積は 510.01 km² で、可住地はそのうち約 31%にあたる 159 km² で、残りは林野となっています（令和 7 年 4 月 1 日現在）。



(2) 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16℃前後、また年平均降水量は年ごとに変動はありますが、過去 10 年平均 1,500mm 程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

第1章 総論

(3) 人口

住民基本台帳人口は、令和7年3月末日現在 102,924 人で、減少傾向にあります。

(4) 産業

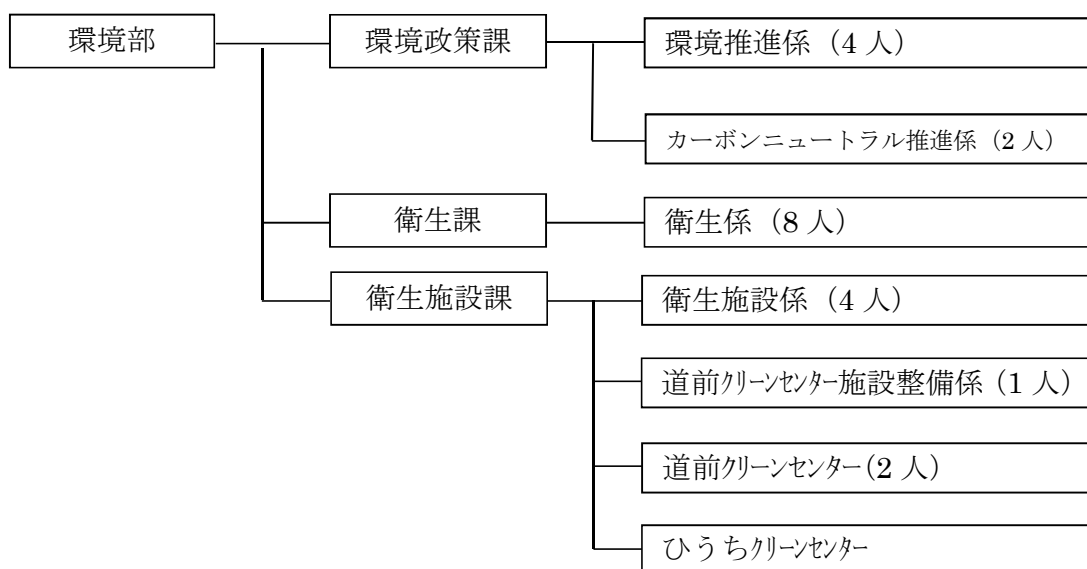
第1次産業は、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・果樹・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に優れた集積を有しており、地域経済の基幹となっていますが、その一方で第3次産業については、都市規模に対してやや機能が弱い状況にあります。

2. 環境行政の体制

(1) 市の行政組織（令和7年3月31日現在）

《 本庁 》



《 支所・サービスセンター 》

西部支所 ———— 環境課 ———— 生活環境係（3人）

※係等の職員数は、正規職員数（再任用職員を含む。）

(2) 環境基本条例

西条市環境基本条例は、平成18年12月28日に施行されました。本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務等を掲げています。

（以下、公布の際の一文を抜粋）

私たち西条市民は、自然に恵まれた環境に感謝し、一人ひとりの自覚の下に協働してパートナーシップを築き、豊かな環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生きものが共生できる恵み豊かな西条市を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、この条例を制定します。

(3) 環境基本計画

西条市環境基本計画は、平成19年3月に策定されました。西条市の環境面での将来像及びその実現のための基本目標や施策の方針等を定めるもので、市の最上位の計画である「西条市総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。「西条市環境基本計画」の期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んできました。平成29年3月には後継計画として第2期西条市環境基本計画が策定されました。第2期西条市環境基本計画の期間は平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んでいきます。

(4) 西条市環境審議会

市町村における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第44条の規定により、「西条市環境審議会」が平成6年8月1日に設置されました。

西条市環境審議会の平成18年度以降の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 西条市環境審議会開催状況

年 月 日	審 議 会 開 催 内 容
平成19年3月26日	西条市環境基本計画（案）について
平成19年7月30日	管理型産業廃棄物最終処分場の増設について
平成23年9月9日	PVG Solutions 株式会社西条工場建設に伴う環境保全協定について
平成23年9月9日	株式会社ガルバ興業の工場建設に伴う環境保全協定について
平成28年4月19日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 計画段階配慮書について
平成28年9月30日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 方法書について
平成28年10月19日	第2期西条市環境基本計画(案)について
平成29年7月18日	産業廃棄物処理施設設置等事前協議書について
平成30年5月28日	西条発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書について
令和元年5月27日	四国電力株式会社西条発電所1号機リプレースに伴う公害防止協定書の改定について